

令和3年度

福祉事務所概要

沖縄県八重山福祉事務所

総目次

項目	頁
I. 総説	1～
1. 沿革	
2. 組織図及び職員数	
3. 所掌事務	
4. 予算推移	
II. 業務概要	5～
1. 生活保護	
2. 地域福祉	
3. 高齢者福祉	
4. 障害福祉	
5. 児童福祉	
6. 母子及び父子並びに寡婦福祉	
7. 女性保護	
III. 資料編	21～

I 総説

I 総説目次

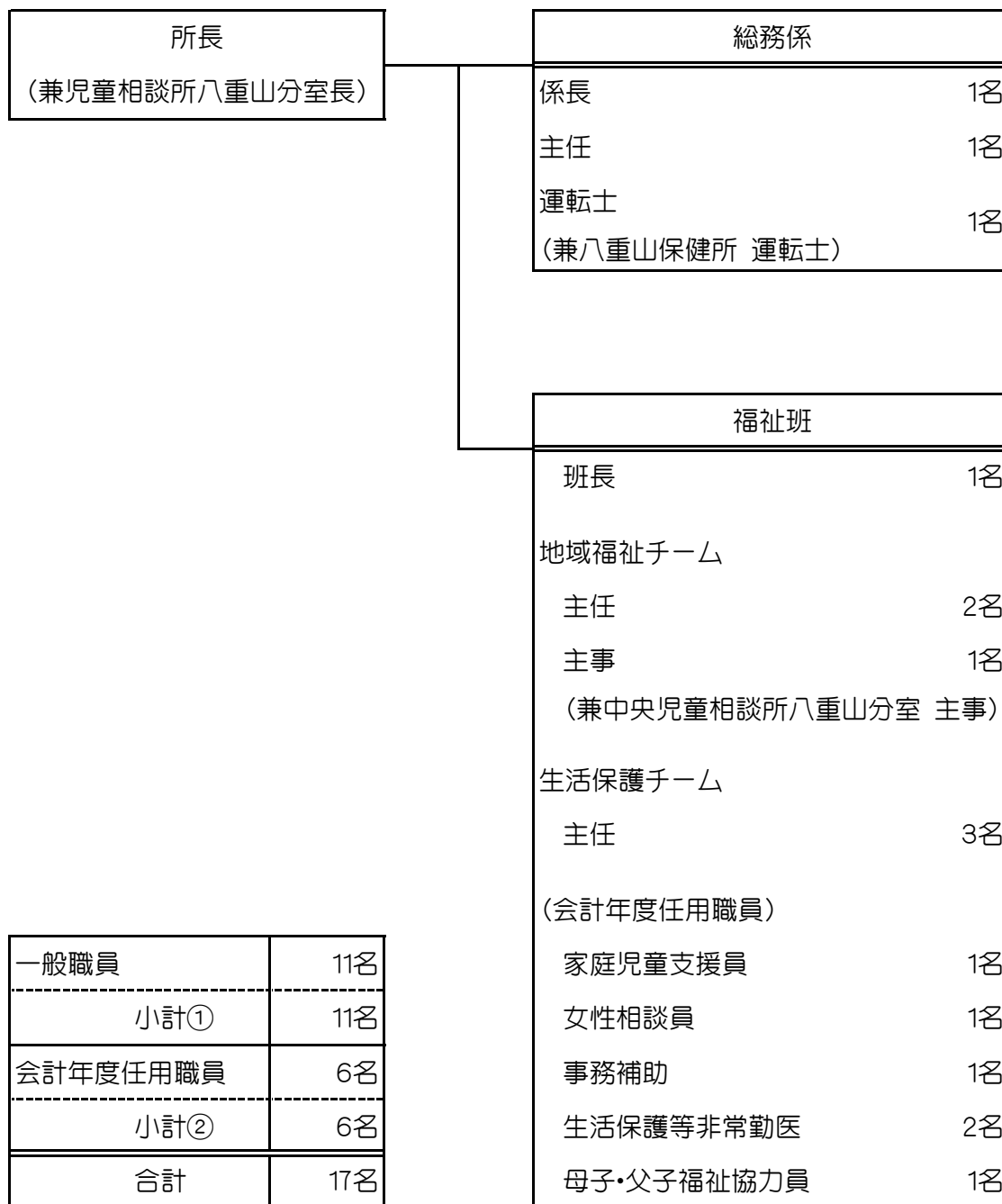
項 目	頁
1. 沿革	1
2. 組織図及び職員配置図	2
3. 所掌事務	3
4. 予算推移	4
(1) 令和3年度歳入予算科目別決算状況、対前年度比較	
(2) 令和3年度歳出予算科目別決算状況、対前年度比較	

1. 沿革

昭和 27 年 4 月 1 日	琉球政府設立と同時に八重山民生事務所として発足する。
昭和 27 年 9 月 22 日	八重山地方長設置に伴い同庁に吸収され、社会課となる。
昭和 29 年 10 月 1 日	八重山福祉事務所設置される。 昭和 28 年 11 月 9 日に社会福祉事業法が制定され、それに伴い、昭和 29 年 9 月 24 日に琉球政府行政事務部局組織法が改正され、福祉地区ごとに福祉事務所が設置された。
昭和 32 年 11 月 26 日	社会局組織規定の一部改訂より、庶務課と保護課の 2 課が新設され、同年 12 月に石垣市字大川 280 番地-11 に事務所を移転する。
昭和 36 年 7 月 31 日	行政組織法の改正により社会局は、厚生局となる。
昭和 44 年 3 月 1 日	事務量及び職員増により、石垣市字美崎町 1 番地-8 へ事務所を移転する。
昭和 47 年 5 月 15 日	本土復帰により琉球政府は、沖縄県となり、事務所の名称も沖縄県八重山福祉事務所となる。
昭和 48 年 3 月 31 日	石垣市字登野城 55 番地(現石垣地方合同庁舎所在地)に事務所を移転する。
昭和 48 年 4 月 1 日	石垣市福祉事務所設置に伴い管轄地区が変更される。
昭和 49 年 1 月 31 日	石垣市美崎町 1 番地-5 へ事務所を移転する。
昭和 61 年 3 月 25 日	石垣市字登野城 4 番地-3 に庁舎を新築落成し、事務所を移転する。
平成 5 年 4 月 1 日	社会福祉法改正に伴い、老人及び身体障害者の措置権を町へ移譲する。
平成 6 年 4 月 11 日	組織の改廃に伴い、八重山福祉事務所の総務課を廃止し、地域福祉課を設置する。
平成 6 年 5 月 13 日	八重山支庁庁舎建設に伴い、石垣市八島町 2 番地-4 へ事務所を移転する。
平成 7 年 4 月 1 日	管内町村の老人福祉法、身体障害者福祉法に基づく措置事務に係る指導監査が、生活福祉部福祉総務課より移譲される。
平成 8 年 4 月 1 日	沖縄行政組織規則の一部を改正する規則により八重山福祉事務所を八重山支庁福祉課に改める。
平成 9 年 4 月 1 日	管内町村の社会福祉協議会の指導監査事務が生活福祉部福祉総務課から移譲される。
平成 9 年 11 月 1 日	八重山支庁庁舎(石垣市真栄里 438 番地-1)へ移転する。
平成 10 年 4 月 1 日	沖縄県組織改正により生活福祉部が福祉保健部となる。
平成 14 年 4 月 1 日	沖縄県組織改正により八重山保健所と統合し、八重山福祉保健所となる。
平成 16 年 4 月 1 日	沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則により班体制へ移行する。 沖縄県八重山配偶者暴力相談支援センターが設置される。
平成 19 年 4 月 1 日	沖縄県中央児童相談所八重山分室が設置される。(所長が分室長を兼務)
平成 21 年 4 月 1 日	本庁組織改正により八重山支庁八重山福祉保健所は、福祉保健部八重山福祉保健所となる。
平成 26 年 4 月 1 日	本庁組織改正により福祉保健所所管部局が、福祉保健部から子ども生活福祉部となる。
平成 28 年 4 月 1 日	沖縄県組織改正により八重山福祉保健所が、八重山福祉事務所と八重山保健所に分離する。

2. 組織図及び職員配置図

令和3年4月1日現在



3. 所掌事務

◆ 総務係

- (1) 所内事務の連絡調整に関する事。
- (2) 処務細則に関する事。
- (3) 人事、定数、人事評価システムに関する事。
- (4) 服務に関する事。
- (5) 庶務及び会計事務に関する事。
- (6) 財産及び物品の保管に関する事。
- (7) 福祉の情報提供に関する事。
 - ・管内の福祉の情報の収集、整理、情報提供に関する事。
 - ・福祉事務所概要編集に関する事。
 - ・福祉事務所ホームページの管理に関する事。
- (8) 福祉事務所長出席の会議等に関する事。
- (9) 災害救助に関する事。
- (10) 統計に関する事。
- (11) 八重山福祉事務所車両の運転・維持管理に関する事。
- (12) 八重山福祉事務所の雑務に関する事。
- (13) 八重山保健所業務に関する事。(運転業務)

◆ 福祉班

- (1) 生活保護に関する事。
- (2) 生活困窮者支援に関する事。
- (3) 児童福祉に関する事。
- (4) 民生委員、児童委員、主任児童委員に関する事。
- (5) 母子、父子及び寡婦福祉に関する事。
- (6) 身体障害者の福祉に関する事。
- (7) 知的障害者の福祉に関する事。
- (8) 障害者の自立支援に関する事。
- (9) 老人の福祉に関する事。
- (10) 家庭児童福祉に関する事。
- (11) 介護保険サービス事業所の実地指導等に関する事。
- (12) 介護保険制度の支援等に関する事。
- (13) 要保護女子の福祉及び相談に関する事。
- (14) 配偶者暴力相談支援に関する事。
- (15) 郡部社会福祉協議会の指導監査に関する事。
- (16) ハンセン病相談の窓口に関する事。
- (17) 児童相談所八重山分室業務に関する事。(兼務業務)

4. 予算推移

(1) 令和3年度歳入予算科目別決算状況、対前年度比較

(単位:円)

科 目	令和2年度	令和3年度	増減額	前年度比
一般会計	3,578,960	5,020,180	1,441,220	140.3%
(款) 分担金及び負担金	760,000	831,600	71,600	109.4%
(項) 負担金	760,000	831,600	71,600	109.4%
(目) 民生費負担金	760,000	831,600	71,600	109.4%
(節) 児童福祉施設負担金	760,000	831,600	71,600	109.4%
(款) 諸収入	2,818,960	4,188,580	1,369,620	148.6%
(項) 雑入	2,818,960	4,188,580	1,369,620	148.6%
(目) 雑入	2,818,960	4,188,580	1,369,620	148.6%
(節) 雑入(子ども生活福祉部)	2,055,941	2,056,834	893	100.0%
(節) 生活保護返還金	763,019	2,131,746	1,368,727	279.4%
特別会計	9,184,869	7,364,589	-1,820,280	80.2%
(款) 諸収入	9,184,869	7,364,589	-1,820,280	80.2%
(項) 貸付金元利収入	9,007,074	7,364,589	-1,642,485	81.8%
(目) 母子寡婦福祉貸付金元利収入	9,007,074	7,364,589	-1,642,485	81.8%
(節) 貸付金元金収入	9,003,967	7,361,214	-1,642,753	81.8%
(節) 貸付金利子収入	3,107	3,375	268	108.6%
(項) 雑入	177,795	0	-177,795	(皆減)
(目) 違約金及び延納利息	177,795	0	-177,795	(皆減)
(節) 違約金及び延納利息	177,795	0	-177,795	(皆減)
合 計	12,763,829	12,384,769	-379,060	97.0%

(2) 令和3年度歳出予算科目別決算状況、対前年度比較

(単位:円)

款	項	目	令和2年度	令和3年度	増減額	前年度比
民生費 (一般会計)	社会福祉費		8,379,439	9,841,158	1,461,719	117.4%
		社会福祉総務費	7,134,486	8,930,634	1,796,148	125.2%
		障害者福祉費	756,920	770,020	13,100	101.7%
		老人福祉費	125,183	71,394	-53,789	57.0%
		障害者自立支援諸費	362,850	69,110	-293,740	19.0%
	児童福祉費		9,744,328	9,063,282	-681,046	93.0%
		児童福祉総務費	5,205,364	5,163,780	-41,584	99.2%
		児童措置費	3,924,490	3,280,940	-643,550	83.6%
		母子福祉費	614,474	618,562	4,088	100.7%
	生活保護費	児童福祉施設費	0	0	0	—
			38,168,232	37,657,735	-510,497	98.7%
		生活保護総務費	4,322,981	4,306,663	-16,318	99.6%
		生活保護扶助費	33,845,251	33,351,072	-494,179	98.5%
衛生費 (一般会計)	公衆衛生費		14,200	0	-14,200	0.0%
		ハンセン病対策費	14,200	0	-14,200	0.0%
小 計(一般会計)		56,306,199	56,562,175	255,976	100.5%	
民生費 (特別会計)	母子寡婦福祉費		5,690,745	7,118,220	1,427,475	125.1%
		母子父子寡婦福祉費	5,690,745	7,118,220	1,427,475	125.1%
小 計(特別会計)		5,690,745	7,118,220	1,427,475	125.1%	
合 計		61,996,944	63,680,395	1,683,451	102.7%	

II 業務概要

Ⅱ 業務概要目次

項 目	頁
1. 生活保護	
(1) 生活保護の決定及び実施	5
2. 地域福祉	
(1) 生活困窮者自立支援制度	6
(2) 民生委員・児童委員	7
3. 高齢者福祉	
(1) 介護保険事業所の指定・更新等	8
(2) 介護保険事業者の指導及び監査	9
4. 障害福祉	
(1) 特別障害者手当等の認定及び支給	10
(2) 心身障害者扶養共済制度	11
(3) 障害福祉サービス事業者等の指導	12
(4) 圏域障害者自立支援連絡会議等の運営	13
5. 児童福祉	
(1) 家庭児童相談	14
(2) 助産制度	15
(3) 保育行政等指導監査	16
6. 母子及び父子並びに寡婦福祉	
(1) 母子父子寡婦福祉資金	17
(2) 母子家庭等対策総合支援	18
7. 女性保護	
(1) 女性相談	19
(2) 配偶者暴力相談支援センター	20

分野	1.生活保護
制度/業務	(1)生活保護の決定及び実施
所掌範囲	竹富町及び与那国町(石垣市については石垣市福祉部福祉総務課が所管)
制度/業務の概要と八重山圏域の現状	
<p>【制度/業務の概要】</p> <p>生活に困窮するすべての国民に対し、その最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長するため、生活保護法等関係法令に基づき、生活保護を決定・実施する。</p> <p>生活保護は、利用し得る資産、能力その他あらゆるものを活用してもなお生活に困窮する者に対して行われるものであり、扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は生活保護に優先して行われる。</p> <p>保護の種類は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8種類で、要保護者の必要に応じて行われる。</p> <p>当事務所においては、町役場や医療機関等の関係機関と連携して要保護者の状況把握を行うとともに、保護の適正実施につとめている。</p> <p>【八重山圏域の現状】</p> <p>① 管内の被保護世帯、人員、保護率</p> <p>令和3年度(3月統計)の管内保護世帯数は48世帯、被保護人員は57人、保護率は9.68%となっている。</p> <p>近年の状況としては、平成20年度頃から平成24年度にかけて不況の影響で被保護世帯数は増加傾向にあったが、平成25年度以降は景気の回復とともに減少傾向に転じた。今後は新型コロナウイルス感染症の影響が懸念される。</p> <p>② 保護の開始件数と開始理由</p> <p>令和3年度の保護開始件数は前年度から1件減少し9件となった。開始理由としては、「世帯主の傷病等」、「預貯金の減少等」、「その他働きによる収入の減少」がある。</p> <p>③ 被保護世帯の類型</p> <p>令和3年度末時点の被保護世帯を世帯類型別に見ると、「高齢者世帯」が最も多く、近年は、生活保護受給者の高齢化が進んでいる。</p> <p>④ 世帯類型別保護受給期間</p> <p>令和4年4月1日時点における保護受給期間別の被保護世帯数を見ると、「1年以上5年未満」が42.6%と最も多い。受給期間が5年以上の世帯は46.8%で昨年から6.9ポイント下がり、全体の半分を下回った。</p>	
参考データ	<p>表1 管内の被保護世帯、人員、保護率(p.21) 参照</p> <p>表2 保護開始件数と開始理由(p.21) 参照</p> <p>表3 被保護世帯の類型(p.21) 参照</p> <p>表4 世帯類型別保護受給期間(p.21) 参照</p>

分野	2. 地域福祉
制度/業務	(1) 生活困窮者自立支援制度
所掌範囲	竹富町及び与那国町(石垣市については石垣市福祉部福祉総務課が所管)
制度/業務の概要と八重山圏域の現状	
<p>【制度/業務の概要】</p> <p>生活困窮者に対し、生活保護に至る前の段階での自立を支援するため、生活困窮者自立支援法に基づく事業を実施している。</p> <p>① 自立相談支援事業 就労その他の自立に関する相談支援の実施、事業利用のためのプラン作成等。</p> <p>② 住居確保給付金 離職・廃業や減収等による生活困窮者であって、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住居を喪失した方、または失う恐れのある方に対し、家賃相当の「住居確保給付金」(有期)を支給する。</p> <p>③ 一時生活支援事業 住居のない生活困窮者に対し一定期間宿泊場所や衣食を提供する。</p> <p>④ 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化するなかで、一定の要件を満たす生活困窮世帯を対象に、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげることを目的としている。</p> <p>【八重山圏域の現状】</p> <p>当該事業の実施については公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会に委託している。作成したプランの内容の審議やプラン終結時の評価等を行うことを目的として、プランに関係する機関で構成する八重山福祉事務所生活困窮者支援調整会議を設置している。</p>	
参考データ	—

分野	2. 地域福祉
制度/業務	(2) 民生委員・児童委員
所掌範囲	八重山圏域全域
制度/業務の概要と八重山圏域の現状	
【制度/業務の概要】	
<p>民生委員とは、民生委員法(昭和23年法律第198号)に基づき、市町村区域に配置されている民間の奉仕者(ボランティア)で、都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。</p> <p>なお、職身分は地方公務員法第3条第3項第2号に規定する「非常勤の特別職の地方公務員」に該当する。(活動費の支給はあるが、基本的に無給のボランティアとして活動する。)</p> <p>また民生委員は、児童福祉法第16条第2項により児童委員を兼務するものとされている。</p> <p>沖縄県(福祉事務所等)は、民生委員に係る市町村支援などを主に行っており、市町村は民生委員の募集に係る民生委員推薦会を開催するなど住民と直接的に関わる業務を行っている。</p> <p>《民生委員に係る連絡先(民生委員になりたい方など)》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石垣市:石垣市福祉総務課 0980-82-5045(直通) ・竹富町:竹富町町民課 0980-83-2574(直通) ・与那国町:与那国町長寿福祉課 0980-87-3575(直通) 	
【八重山圏域の現状】	
<p>八重山圏域では、民生委員の充足率が課題となっており、平成22年:100%、平成25年:88.6%、平成28年:87.5%、令和元年度:68.8%(いずれも一斉改選時点)、令和3年度:77.7%となっている。</p> <p>充足率が低下した原因としては、石垣市において人材確保が難航していることや、市の人口増加等による民生委員の業務増加に伴い、定数が79名から86名に増加したことがあげられる。民生委員の欠員は、地域住民の声を拾ううえで重要な課題であり、住民サービスを遂行するなかで人材確保は必須となっている。</p> <p>なお、竹富町における充足率は100%、与那国町においては87.5%となっている。(令和3年度時点)</p> <p>沖縄県としては、民生委員の活動について広く県民の理解を得るため、県広報誌やテレビ等を活用して普及活動を行っており、毎年5月12日の民生委員・児童委員の日には、民生委員の重要性等を伝えるため、知事メッセージを発表している。</p> <p>加えて、沖縄県では平成27年度より欠員補充対応の迅速化と民生委員活動の円滑な実施を図るため、委嘱手続きの簡素化に取り組むなど、充足率の向上に努めている。</p>	
参考データ	表5 八重山圏域における民生委員の配置状況(p.22)参照。

分野	3. 高齢者福祉								
制度/業務	(1) 介護保険事業所の指定・更新等								
所掌範囲	八重山圏域全域								
制度/業務の概要と八重山圏域の現状									
<p>【制度/業務の概要】</p> <p>介護保険事業者として、介護保険法等に基づく居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所、居宅介護支援事業所等の指定を受けるには、沖縄県知事への申請が必要である。（※居宅介護支援事業所については、法改正による都道府県から市町村への権限移譲により、平成 30 年度以降は市町村から指定を受けることとなった。）</p> <p>また、指定された介護保険事業所は、各種加算や体制の変更等の届出、指定後6年ごとに指定更新を受けることなどが義務づけられている。</p> <p>《指定に係る主な手続き》</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事前協議（八重山福祉事務所又は沖縄県高齢者福祉介護課が窓口となる。） ② ①の後に、事業所の建築や改修の実施 ③ 指定申請（指定予定日（事業開始予定日）の前々月末までに提出する。） ④ 現地調査（指定申請後、指定予定日（事業開始予定日）の前月 10 日頃まで実施する。） ⑤ 指定（事業開始日）（各月の1日） <p>※ なお、訪問介護事業所、通所介護事業所及び短期入所生活介護事業所の指定を受ける場合には、老人福祉法に基づく届出を行う必要がある。</p> <p>※ 訪問介護事業所又は通所介護事業所が併せて介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型又は通所型サービス）も行う場合は、別途、市町村から指定を受ける必要がある。</p> <p>※ 手続きに係る内容や様式、県内における指定事業所情報などは、沖縄県高齢者福祉介護課介護指導班のホームページに掲載されている。</p> <p>【八重山圏域の現状】</p> <p>介護保険事業所の新規指定件数</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>令和 元年度</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td>5件</td> </tr> </table>		平成 30 年度	3件	令和 元年度	0件	令和 2 年度	5件	令和 3 年度	5件
平成 30 年度	3件								
令和 元年度	0件								
令和 2 年度	5件								
令和 3 年度	5件								
参考データ	表6 令和3年度介護保険事業者の指定及び実地指導状況 (p.22) 参照。								

分野	3. 高齢者福祉
制度/業務	(2) 介護保険事業者の指導及び監査
所掌範囲	八重山圏域全域
制度/業務の概要と八重山圏域の現状	
<p>【制度/業務の概要】</p> <p>介護保険法等に基づき指定を受けた居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所、居宅介護支援事業所等は、指定した都道府県知事から指導及び監査を必要に応じて受ける義務がある。（※居宅介護支援事業所については、都道府県から市町村への権限移譲により、平成30年度以降は市町村から指導・監査を受ける必要がある。）</p> <p>指導については、実地指導と集団指導の2つがある。</p> <p>《実地指導》</p> <p>その性質上、実施の時期を具体的に公表することはできないが、6年ごとの指定更新までの間に1回以上、また第三者から苦情や通報等を受けた場合は優先して実施している。</p> <p>《集団指導》</p> <p>直近の制度改正や介護報酬の内容などを沖縄県から指定を受けた介護保険事業者に周知することを目的に、八重山圏域では毎年1回実施している。</p> <p>監査については、沖縄県が指定した介護保険事業者に対し、行政処分等の行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合などにおいて、事実関係を把握し、公正かつ適切な措置をとることを目的に実施している。</p> <p>【八重山圏域の現状】</p> <p>令和3年度において、実地指導は6事業所、10事業に対して実施した。監査については、1事業所に対して、2事業実施した。</p>	
参考データ	表6 令和3年度介護保険事業者の指定及び実地指導状況 (p.22) 参照。

分野	4. 障害福祉
制度/業務	(1) 特別障害者手当等の認定及び支給
所掌範囲	竹富町及び与那国町(石垣市については石垣市福祉部障がい福祉課が所管)
制度/業務の概要と八重山圏域の現状	
<p>【制度/業務の概要】</p> <p>当所では、特別障害者(二十歳以上であって、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者)及び重度障害児(障害児のうち、政令で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者)の福祉の増進を図ることを目的として、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年7月2日法律第134号)」ほか関係法令等に基づき、昭和61年4月1日から特別障害者手当及び障害児福祉手当の認定及び支給を行っている。(竹富町及び与那国町在住者のみ。石垣市在住者については、石垣市福祉部障がい福祉課が所管。)</p> <p>なお、従前の福祉手当については、障害基礎年金及び特別障害者手当制度の創設に伴い廃止され、経過措置対象分のみでの支給となっている。</p> <p>新たに支給を申請する場合や転入による住所変更等を行う場合等には、各町役場の担当課にて申請を行う。</p> <p>《申請窓口》</p> <p>竹富町:竹富町福祉支援課 0980-83-7415(直通)</p> <p>与那国町:与那国町長寿福祉課 0980-87-3575(直通)</p> <p>手当は3か月毎(支給月:5月、8月、11月、2月)に前月分までを支給することとなっている。(例:2月、3月、4月分手当→5月支給。)</p> <p>【八重山圏域の現状】</p> <p>令和3年度末の特別障害者手当の支給状況については、竹富町で実人数2名、与那国町で同0名となっている。障害児福祉手当及び福祉手当(経過措置対象分)については、令和4年3月31日現在、両町に対象者はいない。</p>	
参考データ	表7 特別障害者手当等の支給月額推移(p.22)参照。 表8 特別障害者手当等の支給状況(p.22)参照。

分野	4. 障害福祉
制度/業務	(2) 心身障害者扶養共済制度
所掌範囲	竹富町及び与那国町(石垣市については石垣市福祉部障がい福祉課が所管)
制度/業務の概要と八重山圏域の現状	
<p>【制度/業務の概要】</p> <p>心身障害者扶養共済制度は、心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者の死亡又は重度障害後の心身障害者に年金を支給し、心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障害者の将来に対し、保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的として創設された。</p> <p>当所においては、「沖縄県心身障害者扶養共済制度条例(昭和48年3月29日条例第38号)」ほか関係法令に基づき、当該制度に係る業務のうち、加入者、対象障害者、年金受給権者及び年金管理者の現況の確認や、掛金の減免申請の受付業務等を実施している。</p> <p>本制度の加入の要件は、心身障害者を扶養している県内に在住する65歳未満の者であつて、特別の疾病や障害がなく、年金保険に加入できる健康状態であることで、所得状態等によっては掛金の減免が受けられる場合がある。</p> <p>加入者が死亡もしくは重度障害となった時には、当該加入者が扶養していた対象障害者に対して月額2万円(2口加入の場合は4万円)の年金が終身にわたり支給される。</p> <p>【八重山圏域の現状】</p> <p>令和4年3月31日現在、与那国町に3名の加入者がいる。</p>	
参考データ	—

分野	4. 障害福祉
制度/業務	(3) 障害福祉サービス事業者等の指導
所掌範囲	八重山圏域全域
制度/業務の概要と八重山圏域の現状	
【制度/業務の概要】	
<p>① 障害福祉サービス事業者等の指導</p> <p>障害者総合支援法及び児童福祉法をはじめとする福祉諸法並びに沖縄県の条例及び施行規則で定める最低基準及び指定基準等に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要に応じて助言指導又は是正の措置を講じる事により、障害福祉サービス事業者等のサービス内容の質の確保並びに自立支援給付等に係る費用等の支給の適正化を図り、障害者(児)福祉の増進に寄与することを目的として、圏域内障害福祉サービス事業者の指導にあたっている。</p> <p>指導には、担当職員が各事業所に赴き状況を確認する実地指導と、圏域内の事業者を一堂に集め講義形式で指導する集団指導の2種類がある。</p>	
<p>② 自立支援給付等支給事務に関する市町村指導</p> <p>障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく自立支援給付等の支給事務に関し、地方自治法に基づく技術的助言として圏域内市町に対する指導を行っている。</p>	
【八重山圏域の現状】	
<p>国の方針を受け、平成 28 年度から障害福祉サービス事業所の指導強化に取り組んでいる。具体的には、平成 28 年度及び 29 年度は指導の重点を書類の整備等の基礎的な確認に置き、多くの事業所に対して基礎的な運営面の確認をおこなった。平成 30 年度以降は前述の基礎的な運営名の確認に加え、基準の遵守及びサービスの質の確保を指導の重点とし、事業所の指導強化に取り組んでいる。</p> <p>集団指導については、令和元年度及び2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により未開催であり、令和3年度については、書面により実施した。</p> <p>市町村指導については、圏域内の2町と1市を1年ごとに交互に実施している。</p>	
参考データ	表9 障害福祉サービス事業所に対する実地指導の実施状況(p.23)参照。

分野	4. 障害福祉
制度/業務	(4) 圏域障害者自立支援連絡会議等の運営
所掌範囲	八重山圏域全域

制度/業務の概要と八重山圏域の現状

【制度/業務の概要】

障害者総合支援法に基づく沖縄県障害者自立支援協議会と各市町村の障害者自立支援協議会をつなぐ協議の場として圏域障害者自立支援連絡会議を運営している。

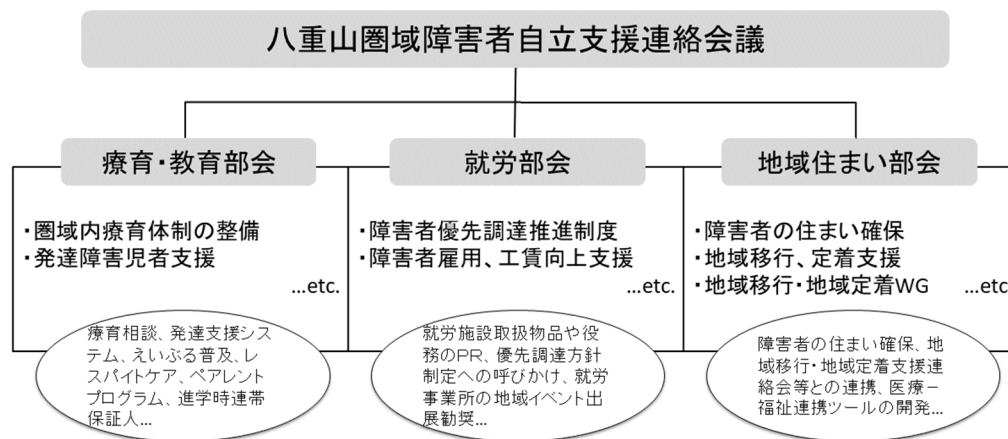
同連絡会議には「療育・教育」「就労」「地域住まい」の3つの専門部会を設け、圏域の関係機関と情報共有・意見交換を行い、課題の解決に取り組んでいる。

併せて、同会議の構成員等と連携・協力しながら、発達障害者支援、障害者雇用、障害者相談支援、長期入院精神障害者の地域移行等に関する圏域内研修及び学習会等を実施している。

【八重山圏域の現状】

令和3年度の八重山圏域障害者自立支援連絡会議は、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する質疑応答形式による説明会の開催（就労部会）、発達支援関係者向け研修会を2回開催（沖縄県発達障害者支援センターとの共催、療育・教育部会）、地域移行・地域定着事例検討ワーキンググループの開催（地域住まい部会）等に取り組んだ。

【体制図】



参考データ

—

分野	5. 児童福祉
制度/業務	(1) 家庭児童相談
所掌範囲	竹富町及び与那国町(石垣市については石垣市福祉部児童家庭課が所管)
制度/業務の概要と八重山圏域の現状	
<p>【制度/業務の概要】</p> <p>福祉事務所には、家庭における人間関係の健全化及び児童養育適正化等、家庭児童福祉の向上を図り、相談指導援助を充実強化するために家庭児童相談室が設置されている。</p> <p>家庭児童相談室には、家庭児童福祉主事(兼務)1人、家庭児童支援員(非常勤)1人が配置されており、児童福祉法等関係法令に基づいて相談指導援助を行っている。</p> <p>当事務所においては、児童の養育等に関する問題についての相談に応じ、各関係機関と連携してそれぞれのケースに則した必要な指導及び措置を行っている。</p> <p>《相談内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 養護相談 子どもの虐待や養育についての相談 ・ 保健相談 子どもの成長や疾病についての相談 ・ 障害相談 子どもの発達や障害についての相談 ・ 非行相談 子どもの非行や問題行動についての相談 ・ 育成相談 子どもの性格相談、不登校、育児やしつけについての相談 ・ その他 その他子どもに関する相談 <p>【八重山圏域の現状】</p> <p>令和3年度の相談内容別件数及び相談経路別件数を見ると、子どもについての経済問題や養育に関する「養護相談」が最も多く、相談経路としては「町からの通告」、次いで「本人からの相談」が多くなっている。</p> <p>当所が所管する圏域は、2町とも離島であることから、来所相談が気軽にできないため、町からの通告が多くなっていると考えられる。</p>	
参考データ	<p>表 10 家庭児童相談室における年度別相談件数(のべ数) (p.23) 参照。</p> <p>表 11 家庭児童相談室における相談の経路別件数 (p.23) 参照。</p> <p>表 12 家庭児童相談室における相談の処理内容別件数 (p.24) 参照。</p>

分野	5. 児童福祉
制度/業務	(2) 助産制度
所掌範囲	八重山圏域全域
制度/業務の概要と八重山圏域の現状	
<p>【制度/業務の概要】</p> <p>児童福祉法第22条の規定に基づき、助産制度を実施している。本制度は、保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により入院助産を受けることができない妊産婦を対象としており、制度の利用にあたっては、居住地の市町が申請窓口となる。</p> <p>《申請窓口》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 石垣市が居住地の方 → 石垣市福祉部こども未来局こども家庭課にて申請・決定。 ・ 竹富町、与那国町が居住地の方 → 各町の役場にて申請後、八重山福祉事務所にて調査・決定。 <p>申請者の負担金等の通知は八重山福祉事務所が行う。</p> <p>本制度を利用するメリットとしては、出産に際して病院に支払う費用のうち、主に健康保険法に基づく診療報酬点数、分娩介助料、胎盤処置料、新生児介助料等を、沖縄県が公費により支弁することにある。ただし、一部の世帯を除き、出産に係る費用の一部を申請者が負担する場合もあるが、その金額は申請者の世帯の経済状況に応じて、階層別に分けて決定している。（申請者に負担が生じた場合でも、助産制度を利用しない場合と比較して、経済的な負担は軽減できる。）</p> <p>また、助産制度の利用により入所できる病院は沖縄県が指定しており、八重山圏域においては、「沖縄県立八重山病院」1か所のみが指定されている。</p> <p>【八重山圏域の現状】</p> <p>令和3年度は各市町より全10件の進達があり、すべて受理している。申請件数については、平成29年度から令和3年度までの5年間は平均8件程度で推移している。</p>	
参考データ	表13 助産施設入所措置状況(p.24)参照。

分野	5. 児童福祉
制度/業務	(3) 保育行政等指導監査
所掌範囲	市町村保育行政 竹富町及び与那国町(石垣市については、沖縄県子育て支援課が所管) 公立保育所、幼保連携型認定こども園 八重山圏域全域(私立保育所については、沖縄県子育て支援課が所管)
制度/業務の概要と八重山圏域の現状	
<p>【制度/業務の概要】</p> <p>保育行政等指導監査とは、保育行政等の適切かつ円滑なる実施を確保するため、子ども・子育て支援法等関係法令に照らし、適正に実施されているかどうかを個別に明らかにし、必要な助言・勧告又は是正の措置を講ずるものである。</p> <p>① 市町村保育行政指導監査</p> <p>市町村の組織体制、子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付の支給認定及び保育所入所事務や保育所運営費負担金等の事務処理状況等保育行政全般にわたる状況について、指導監査を行う。</p> <p>② 公立保育所指導監査</p> <p>公立保育所における入所児童の処遇、職員の配置及び勤務状況、設備の状況等施設の運営管理全般について、指導監査を行う。</p> <p>このうち、交通条件、自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない離島等のへき地において、保育所を設置することが困難な地域に設置される市町村立のへき地保育所については、児童福祉法第59条第1項及び沖縄県へき地保育所立入調査実施要領に基づく指導監査を平成30年度より実施している。</p> <p>【八重山圏域の現状】</p> <p>与那国町の保育行政指導監査を2年に1回実施。</p> <p>石垣市公立保育所(大川保育所)、石垣市公立認定こども園(おおはまこども園、まきらこども園、へいしんこども園、あらかわこども園、かびらこども園)、与那国町公立保育所(祖納保育所)の保育所指導監査を年1回実施。</p> <p>平成30年度より、へき地保育所(石垣市の伊原間保育所、竹富町の小浜保育所、大富保育所、西表保育所、波照間保育所、上原保育所、竹富保育所、黒島保育所、与那国町の久部良保育所)について保育所指導監査を2年に1回実施。</p>	
参考データ	表14 保育行政等指導監査件数(p.24)参照

分野	6. 母子及び父子並びに寡婦福祉
制度/業務	(1) 母子父子寡婦福祉資金
所掌範囲	八重山圏域全域
制度/業務の概要と八重山圏域の現状	
<p>【制度/業務の概要】</p> <p>ひとり親家庭の父母等の経済的自立を支援するとともに生活意欲を促進し、その扶養している児童の福祉を増進することを目的として、母子父子寡婦福祉法に基づき、ひとり親家庭の父母等が就労や児童の就学などで資金が必要となったときに、無利子または低金利で資金を貸し付ける制度である。</p> <p>資金の種類は 12 種類あり、事業開始資金、事業継続資金、修学資金、修業資金、技能習得資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金がある。資金ごとに貸付条件や貸付上限額、償還期間が異なる。</p> <p>当所には、ひとり親家庭等の生活安定と経済的な自立を図るために、母子父子寡婦福祉資金の貸付や福祉に関する相談等を行う母子・父子自立支援員1人(兼務)が配置されている。</p> <p>また、貸付金の円滑な償還を図るため、貸付を受けた世帯を訪問し、支払いに関する指導等を行う母子・父子福祉協力員が1人配置されている。</p> <p>【八重山圏域の現状】</p> <p>平成 29 年度以降、貸付件数は年平均 12 件、貸付額は年平均約 650 万円で推移している。特に近年は、就学支度資金や修学資金といった「子の進学」に関する貸付が増加傾向にある。</p>	
参考データ	<p>《母子・父子世帯の状況》</p> <p>表 15 市町別母子世帯の状況 (p.24) 参照。</p> <p>表 16 市町別父子世帯の状況 (p.24) 参照。</p> <p>《活動状況》</p> <p>表 17 年度別資金別母子父子自立支援員の活動状況 (p.25) 参照。</p> <p>表 18 年度別母子父子協力員の活動状況 (p.25) 参照。</p> <p>《貸付状況》</p> <p>表 19 母子福祉資金年度別資金別貸付状況(圏域) (p.25) 参照。</p> <p>表 20 父子福祉資金年度別資金別貸付状況(圏域) (p.25) 参照。</p> <p>表 21 寡婦福祉資金年度別資金別貸付状況(圏域) (p.26) 参照。</p> <p>《償還状況》</p> <p>表 22 年度別償還状況(圏域) (p.26) 参照。</p>

分野	6. 母子及び父子並びに寡婦福祉
制度/業務	(2) 母子家庭等対策総合支援
所掌範囲	竹富町及び与那国町
制度/業務の概要と八重山圏域の現状	
<p>【制度/業務の概要】</p> <p>沖縄県では、ひとり親家庭の就業支援のために、以下の支援事業を実施している。</p> <p>① 自立支援教育訓練給付金 ひとり親家庭の母又は父が、就業等に結びつく可能性の高い教育訓練講座等を受講した際に、支払った受講費用の60% (1万2千1円以上で上限 80 万円) に相当する額を支給する。</p> <p>② 高等職業訓練促進給付金 ひとり親家庭の母又は父が、看護師や介護福祉士などの資格取得のために1年以上養成機関等で就業する場合に、生活費の負担軽減のため給付金 (月額 10 万円又は 7 万 500 円) を支給する。</p> <p>③ 高等職業訓練促進資金貸付金 高等職業訓練促進給付金の支給対象者に対して、入学準備金として 50 万円、就職準備金として 20 万円の貸付を行う。取得した資格を生かして 5 年間就労した場合には返済が免除される。</p> <p>④ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ひとり親家庭の親又は子どもが高卒認定試験の合格を目指す場合、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の負担軽減を図るため、受講開始時、受講修了時、2年以内に高卒認定試験に全科目合格した時の 3 回に分けて、受講料の一部を支給する。総支給額は 3 回の合計で 15 万円以内とする。(町村在住者対象)</p> <p>【八重山圏域の現状】 令和3年度時点での実績なし。</p>	
参考データ	—

分野	7. 女性保護
制度/業務	(1) 女性相談
所掌範囲	竹富町及び与那国町 (石垣市については石垣市こども未来局こども家庭課が所管)
制度/業務の概要と八重山圏域の現状	
<p>【制度/業務の概要】</p> <p>女性保護とは、従来、売春防止法に基づき、売春の防止、売春をしている女子の保護更生を図るものであったが、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」が施行され、DV被害者の相談支援についても、支援の対象となった。</p> <p>また、平成16年には人身取引対策行動計画、平成12年にはストーカー行為等に関する法律が制定され、支援対象が広がっているところである。</p> <p>① 女性相談</p> <p>女性の基本的な人権の保護という観点に立ち、日常生活を営む上で何らかの問題(夫婦、家庭、男女、生活、職業、健康、離婚等)を抱える女性の相談に、専門的立場で広く応じる。</p> <p>② 女性相談員</p> <p>売春防止法に基づき、都道府県知事または市町が女性相談員を委嘱し、要保護女子等の発見に努め、その相談・指導等を行う。</p> <p>八重山福祉事務所においては、1名配置している。</p> <p>【八重山圏域の現状】</p> <p>令和3年度の相談件数は402件と前年度より増加した。</p> <p>主訴別の相談件数については、「離婚問題」が最も多く、次いで「夫等の暴力」となっている。</p>	
参考データ	表23 女性相談等主訴別受付状況(のべ数)(p.26)参照。 表24 女性相談等経路別受付状況(p.27)参照。

分野	7. 女性保護
制度/業務	(2) 配偶者暴力相談支援センター
所掌範囲	八重山圏域全域
制度/業務の概要と八重山圏域の現状	
【制度/業務の概要】	
<p>① 配偶者暴力相談支援センター</p> <p>配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための機関である。</p> <p>沖縄県では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV 防止法) 第3条第1項に基づき、女性相談所と各福祉事務所に「配偶者暴力相談支援センター」の機能が付与され、DV 防止法第3条第3項の規定に基づき、支援を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害者からの相談に応じること ・ 被害者の緊急時における安全の確保等 ・ 被害者が自立して生活するための情報提供、助言、関係機関との連絡調整等 ・ 保護命令申立に関する援助 <p>② DV被害者自立支援事業</p> <p>DV 被害者が自立しやすい環境体制構築のため、女性相談所、福祉事務所が実施主体となり、支援金を支給する。支援の種類は、保護命令支援、住宅支援、医療費支援、同伴児童支援、緊急食糧支援等がある。</p> <p>③ 専門家活用事業</p> <p>DV 相談について、相談体制を強化するため、専門家を活用し、精神科医、心理療法士、弁護士等の専門家の意見、アドバイスを求める。</p>	
【八重山圏域の現状】	
令和3年度の相談内訳は「夫等の暴力」の相談が約4割を占めている。	
参考データ	<p>表 23 女性相談等主訴別受付状況(のべ数) (p.26) 参照。</p> <p>表 24 女性相談等経路別受付状況 (p.26) 参照。</p> <p>表 25 女性保護に係る一時保護件数(圏域) (p.27) 参照。</p>

Ⅲ 資料編

Ⅲ 資料編目次

項 目	頁
1. 生活保護	
表1 管内の被保護世帯、人員、保護率	21
表2 保護開始件数と開始理由	〃
表3 被保護世帯の種類	〃
表4 世帯類型別保護受給期間	〃
2. 地域福祉	
表5 八重山圏域における民生委員の配置状況	22
3. 高齢者福祉	
表6 介護保険事業者の指定及び実施指導状況	22
4. 障害福祉	
表7 特別障害者手当等の支給月額推移	22
表8 特別障害者手当等の支給状況	〃
表9 障害福祉サービス事業所に対する実地指導の実施状況	23
5. 児童福祉	
表10 家庭児童相談室における年度別相談件数(のべ数)	23
表11 家庭児童相談室における相談の経路別件数	〃
表12 家庭児童相談室における相談の処理内容別件数	24
表13 助産施設入所措置状況	〃
表14 保育行政等指導監査件数	〃
6. 母子及び父子並びに寡婦福祉	
表15 市町村別母子世帯の状況	24
表16 市町村別父子世帯の状況	〃
表17 年度別資金別母子父子自立支援員の活動状況	25
表18 年度別母子父子協力員の活動状況	〃
表19 母子福祉資金年度別資金別貸付状況(圏域)	〃
表20 父子福祉資金年度別資金別貸付状況(圏域)	〃
表21 寡婦福祉資金年度別資金別貸付状況(圏域)	26
表22 年度別償還状況(圏域)	〃
7. 女性保護	
表23 女性相談等主訴別受付状況(のべ数)	26
表24 女性相談等経路別受付状況	27
表25 女性保護に係る一時保護件数(圏域)	〃

※各表の出典は沖縄県八重山福祉事務所資料

表1 管内の被保護世帯、人員、保護率

自治体	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
竹富町	37 世帯 39 人	38 世帯 41 人	35 世帯 43 人	38 世帯 47 人	35 世帯 43 人
与那国町	21 世帯 26 人	19 世帯 23 人	19 世帯 22 人	17 世帯 20 人	13 世帯 14 人
管内計	58 世帯 65 人	57 世帯 64 人	54 世帯 65 人	55 世帯 67 人	48 世帯 57 人
管内保護率	10.86 ‰	10.80 ‰	11.00 ‰	11.31 ‰	9.68 ‰

※各年度の3月統計、‰は千分率

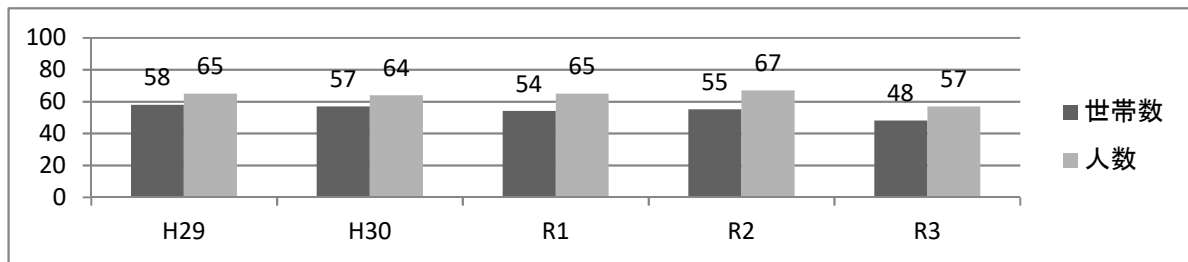


表2 保護開始件数と開始理由

相談内容	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
傷病等	6	54.5%	4	40.0%	3	33.3%
預貯金の減少・喪失	1	9.1%	5	50.0%	3	33.3%
仕送りの減少・喪失	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
離別等・失業	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他	4	36.4%	1	10.0%	3	33.3%
合計	11	100.0%	10	100.0%	9	100.0%

表3 被保護世帯の類型

年度	高齢者		母子		障害者		傷病者		その他	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
令和2年度 (3月統計)	38	69.1%	1	1.8%	3	5.5%	5	9.1%	8	14.5%
令和3年度 (3月統計)	34	70.8%	1	2.1%	1	2.1%	4	8.3%	8	16.7%

表4 世帯類型別保護受給期間

(令和4年4月1日現在)

世帯類型	1年未満		1年以上 5年未満		5年以上 10年未満		10年以上		合計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
高齢者世帯	3	60.0%	11	55.0%	9	90.0%	10	83.3%	33	70.2%
母子世帯	0	0.0%	1	5.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.1%
障害者世帯	0	0.0%	1	5.0%	0	0.0%	1	8.3%	2	4.3%
傷病者世帯	2	40.0%	1	5.0%	1	10.0%	1	8.3%	5	10.6%
その他世帯	0	0.0%	6	30.0%	0	0.0%	0	0.0%	6	12.8%
合計	5	100.0%	20	100.0%	10	100.0%	12	100.0%	47	100.0%

※各項上段:当該受給期間別世帯数における各世帯類型の割合。 各項下段:当該世帯類型別世帯数における各受給期間の割合。

表5 八重山圏域における民生委員の配置状況

(令和4年3月31日現在)

自治体	定員 :(内主児)	現員 :(内主児)	欠員 :(内主児)	充足率	男:女
石垣市	86名:(6名)	62名:(4名)	24名:(2名)	72.1 %	14:17
竹富町	18名:(2名)	18名:(2名)	0名:(2名)	100.0 %	1:5
与那国町	8名:(2名)	7名:(2名)	1名:(2名)	87.5 %	0:7
合計	112名:(10名)	87名:(8名)	25名:(6名)	77.7 %	31:56

表6 令和3年度介護保険事業者の指定及び実地指導状況

単位:件

サービスの種類	新規指定		実地指導	
	介護	予防	介護	予防
訪問介護	3	0	0	0
訪問看護	1	1	1	1
居宅療養管理指導	0	0	0	0
通所介護	0	0	2	0
通所リハビリテーション	0	0	1	1
福祉用具貸与	0	0	1	1
特定福祉用具販売	0	0	1	1
居宅介護支援	/	0	/	/
合計	4	1	6	4

表7 特別障害者手当等の支給月額推移

単位:円

手当	令和元年度	令和2年度	令和3年度
特別障害者手当	27,200	27,350	27,350
障害児福祉手当	14,790	14,880	14,880
福祉手当(経過措置)	14,790	14,880	14,880

表8 特別障害者手当等の支給状況

単位:人月

手当	自治体	令和元年度	令和2年度	令和3年度
特別障害者 手当	竹富町	24	23	24
	与那国町	0	0	0
障害児福祉 手当	竹富町	0	0	0
	与那国町	0	0	0
福祉手当 (経過措置)	竹富町	0	0	0
	与那国町	0	0	0

※上記各年度の実績については、支給月の関係から、前年度2月～当該年度1月までの実績となっている。

表9 障害福祉サービス事業所に対する実地指導の実施状況

単位:件

サービスの種類	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
居宅介護	2	2	2	2	1
重度訪問介護	1	2	2	2	0
同行援護	0	0	1	0	0
行動援護	1	0	0	0	0
療養介護					
生活介護	1	0	0	0	0
短期入所				0	1
重度障害者等包括支援					
自立訓練(機能訓練)					
自立訓練(生活訓練)	1	1	0	0	0
就労移行支援	0	1	0	0	0
就労継続支援(A型)	2	2	2	1	0
就労継続支援(B型)	5	1	4	1	1
就労定着支援					
自立生活援助					
共同生活援助	2	0	0	0	3
地域移行支援	1	0	0	0	0
地域定着支援	1	0	0	0	0
児童発達支援	2	2	0	0	1
医療型児童発達支援					
放課後等デイサービス	3	2	0	0	2
居宅訪問型児童発達支援					
保育所等訪問支援		0	0	0	0
合計	22	13	11	6	9

◎圏域内に該当事業所なし。

※入所施設及びそこに併設する事業所については本庁障害福祉課所管。

※件数についてはサービスごとの積算。複数サービスを実施している事業所もあるため、指導実施事業所数とは必ずしも一致しない。

表10 家庭児童相談室における年度別相談件数(のべ数)

単位:件

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
養護相談	虐待	0	62
	その他	278	594
保健相談	0	0	0
障害相談	身体障害	0	0
	知的障害	52	99
	発達障害	2	0
非行相談	0	0	0
育成相談	性格行動	0	0
	不登校	24	14
	育児・しつけ	0	0
その他	114	90	43
合計	470	794	812

表11 家庭児童相談室における相談の経路別件数

単位:件

経路	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
発見	0	0	0	0	0
児童委員からの通告	0	0	0	0	0
児童相談所からの送致	0	0	1	0	2
児童相談所からの委嘱	0	0	0	0	1
保健所からの通知	0	0	0	0	3
警察関係からの通告	3	0	6	1	3
その他関係機関からの通告	1	0	3	0	18
市町村からの通告	26	33	76	112	130
学校からの相談	28	55	50	93	63
家族親戚からの相談	2	5	4	20	11
本人からの相談	59	50	102	110	88
その他からの相談等	14	44	32	48	39
合計	133	187	274	384	358

表12 家庭児童相談室における相談の処理内容別件数

単位:件

処理内容		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
知的障害者福祉司又は社会福祉主事の指導		0	0	0	0	0
施設入所措置	助産施設	11	4	6	13	10
	母子寮	0	0	0	0	0
	保育所	0	0	0	0	0
児童福祉法第22～24条の措置権者に報告又は通知		0	0	0	0	0
児童相談所へ送致又は通知等		0	0	0	0	0
児童相談所への委嘱による調査の完了		0	0	0	0	0
他の機関に斡旋紹介		2	0	2	0	0
相談・助言・その他		120	183	266	384	358
合計		133	187	274	397	368

表13 助産施設入所措置状況

単位:件

自治体	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
石垣市	10	4	6	12	9
竹富町	1	0	0	0	1
与那国町	0	0	0	1	0
合計	11	4	6	13	10

表14 保育行政等指導監査件数

単位:件

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
公立保育所	6	6	3	2	2
認定こども園			3	4	5
へき地保育所		5	5	5	4
入所事務監査	1	1	1	1	1
合計	7	12	12	12	12

表15 市町別母子世帯の状況

単位:件

自治体	総世帯数	母子世帯数	母子世帯出現率	原因別					貸付件数	貸付利用率
				死別	離婚	遺棄	未婚	その他		
石垣市	25,081	717	2.86%	4	601	4	102	6	12	1.7%
竹富町	2,417	34	1.41%	2	24	0	8	0	0	0.0%
与那国町	928	14	1.51%	2	11	0	1	0	0	0.0%
合計	28,426	765	2.69%	8	636	4	111	6	12	1.6%

(令和4年3月31日現在)

表16 市町別父子世帯の状況

単位:件

自治体	総世帯数	父子世帯数	父子世帯出現率	原因別					貸付件数	貸付利用率
				死別	離婚	遺棄	未婚	その他		
石垣市	25,081	79	0.31%	6	70	0	0	3	0	0.0%
竹富町	2,417	8	0.33%	0	8	0	0	0	0	0.0%
与那国町	928	5	0.54%	0	5	0	0	0	0	0.0%
合計	28,426	92	0.32%	6	83	0	0	3	0	0.0%

(令和4年3月31日現在)

表17 年度別資金別母子父子自立支援員の活動状況

単位:件

区分			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
母子福祉資金	貸付	実件数	71	23	14	21	28
		のべ件数	138	62	32	71	65
	償還	実件数	225	45	40	35	34
		のべ件数	419	183	90	123	59
父子福祉資金	貸付	実件数	2	0	1	1	0
		のべ件数	2	0	2	3	0
	償還	実件数	9	1	0	2	1
		のべ件数	18	1	0	12	4
寡婦福祉資金	貸付	実件数	1	0	0	0	0
		のべ件数	1	0	0	0	0
	償還	実件数	0	1	0	1	1
		のべ件数	0	6	0	1	4
訪問指導	実件数	86	70	20	31	19	
	のべ件数	121	95	35	48	33	

表18 年度別母子父子協力員の活動状況

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
協力員数	2名	2名	1名	1名	1名
のべ勤務日数	96日	92日	48日	48日	48日
のべ訪問件数	119件	84件	85件	127件	98件
のべ指導件数	253件	114件	108件	259件	270件

※訪問件数は訪問指導回数、指導件数は電話・訪問等で指導した回数を指す。

表19 母子福祉資金年度別資金別貸付状況(圏域)

金額単位:千円

資金	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業継続資金	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,100
修学資金	6	5,470	3	3,059	5	2,681	4	2,282	6	3,558
技能習得資金	1	317	0	0	0	0	0	0	0	0
修業資金	1	408	0	0	0	0	0	0	0	0
就職支度資金	0	0	0	0	1	330	1	100	0	0
医療介護資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活資金	1	85	0	0	0	0	0	0	0	0
住宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転宅資金	2	471	2	460	2	505	2	261	0	0
就学支度資金	3	719	3	1,032	4	2,336	7	3,028	5	2,647
結婚資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	14	7,470	8	4,551	12	5,852	14	5,671	12	7,304

表20 父子福祉資金年度別資金別貸付状況(圏域)

金額単位:千円

資金	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業継続資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修学資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
技能習得資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修業資金	1	511	1	511	0	0	0	0	0	0
就職支度資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療介護資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就学支度資金	0	0	0	0	1	252	0	0	0	0
結婚資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1	511	1	511	1	252	0	0	0	0

表21 寡婦福祉資金年度別資金別貸付状況(圏域)

金額単位:千円

資金	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業継続資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修学資金	1	420	0	0	0	0	0	0	0	0
技能習得資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修業資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就職支度資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療介護資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就学支度資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
結婚資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1	420	0	0	0	0	0	0	0	0

表22 年度別償還状況(圏域)

単位:千円

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
調定済額	8,172	8,421	8,447	9,185	7,365
収入済額	6,245	6,682	6,417	7,594	6,278
不納欠損額	0	0	0	0	0
収入未済額	1,927	1,739	2,030	1,591	1,087
償還率	76.4%	79.3%	76.0%	82.7%	85.2%

表23 女性相談等主訴別受付状況(のべ数)

単位:件

主訴		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
人間関係	夫等	夫等の暴力	73	98	44	160	154
		薬物中毒・酒乱	0	4	0	0	3
		離婚の問題	82	79	169	66	158
		その他	13	14	14	0	0
	子ども	子どもの暴力	11	4	0	0	0
		養育不能	1	0	0	0	0
		その他	38	51	5	16	5
	親族	親の暴力	2	2	0	8	0
		その他の親族の暴力	4	1	1	0	0
		その他	8	11	0	0	0
	家庭不和	0	18	3	4	0	
	その他の者の暴力	0	0	0	3	3	
	男女関係	16	22	0	4	7	
	その他	5	3	5	0	0	
住居問題	1	4	1	15	0		
帰宅先なし	1	0	0	1	20		
経済関係	生活困窮	9	1	1	13	0	
	サラ金・借金	9	4	0	0	0	
	求職	0	0	0	0	0	
	その他	11	0	55	3	0	
医療関係	病気	0	0	0	0	0	
	精神的問題	0	18	5	1	51	
	妊娠・出産	0	0	0	0	0	
	その他	0	1	1	1	0	
不純異性交遊	0	0	0	0	0		
売春強要	0	0	0	0	1		
暴力団関係・ヒモ	0	0	0	0	0		
5条違反	0	0	0	0	0		
合計	284	335	304	295	402		

表24 女性相談等経路別受付状況

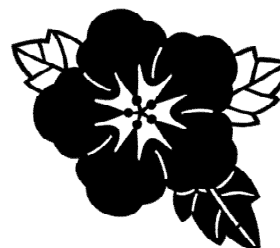
単位:件

経路	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
本人自身	146	188	259	262	345
警察関係	34	77	2	4	22
法務関係	37	7	11	7	6
他府県の女性相談所	0	0	0	0	0
他の女性相談員	0	32	4	9	20
福祉事務所	19	0	0	0	0
児童相談所	0	0	0	5	1
民生委員	0	0	0	0	0
その他の相談機関	17	8	15	6	2
社会福祉施設等	0	0	0	0	0
保健所	0	0	0	0	0
医療施設	0	0	11	2	2
教育関係	0	0	0	0	0
労働関係	4	0	0	0	0
縁故者・知人等	26	19	0	0	4
その他	1	4	2	0	0
合計	284	335	304	295	402

表25 女性保護に係る一時保護件数(圏域)

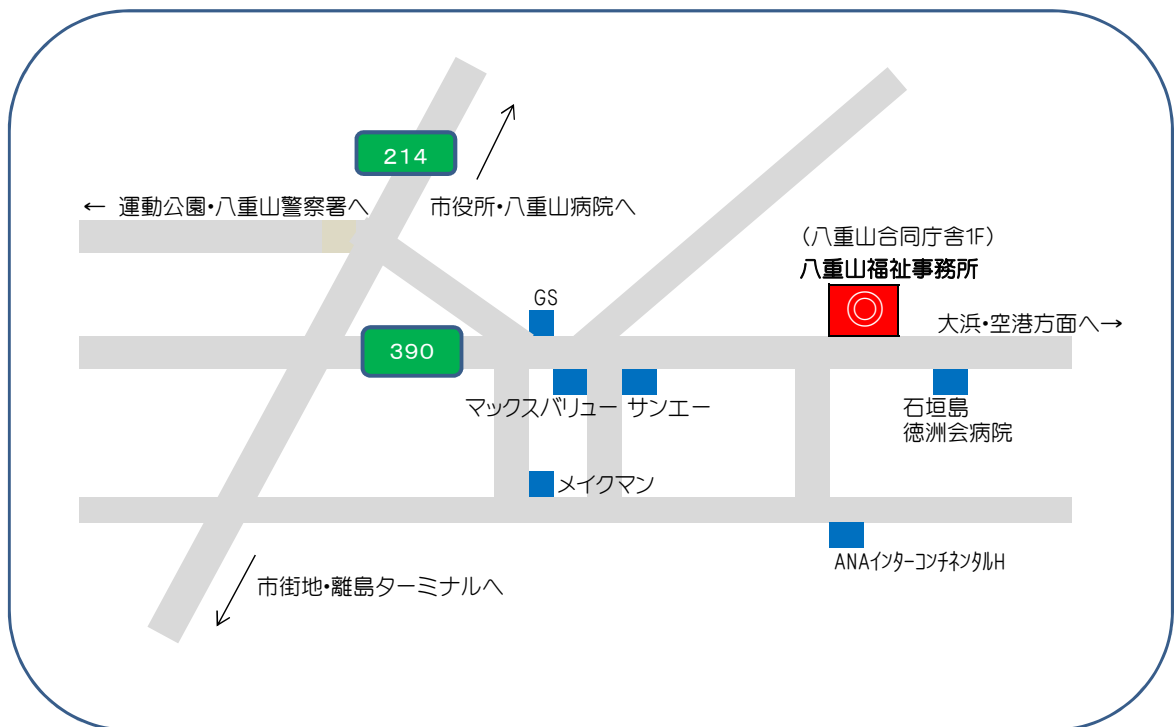
単位:件

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一時保護委託件数	1	1	0	1	0



沖縄県八重山福祉事務所(沖縄県八重山合同庁舎1F)までは

- 新石垣空港から、タクシーでは約20分。バスで約25分
- 離島ターミナルから、タクシー、バスで約15分。
- 最寄りのバス停は「沖縄県八重山合同庁舎前」。



八重山福祉事務所ホームページアドレス

<http://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/fukushi-yaeyama/index.html>

令和3年度 福祉事務所概要

令和4年12月 発行

編集・発行／沖縄県八重山福祉事務所

沖縄県石垣市字真栄里438番地1

TEL 0980-82-2330

FAX 0980-83-5949

